

### 【福島県のある母親の訴え】

「息子は事故当時高校生でした。震災直後、放射能が流れてきていることも知らされなかったので、屋根の修理など放射線量の高い屋外での仕事も手伝って家業を支えてくれました。きっと他の子ども達より被ばく量も多かったと思うのです。その子が3年目の今年になって甲状腺二次検査でガンと診断されましたが、今はもう19歳なので医療費の支援がないなんて…ほんとに理不尽です。震災後、収入も減って生活するのまぎりぎりの中での医療費負担はほんとうに苦しいです。人の命も健康も「金次第」というのでしょうか。将来の生活や健康への不安も、ずっと続きます。原発事故さえなければ…東電も国もちゃんと責任を取ってほしい。私たちのような思いをしている家族が、他にもたくさんおられると思います。一日も早く、国はちゃんとした支援をしてほしい。」

### 全国の脱原発運動、ヒロシマ・ナガサキ、フクシマを結んで フクシマ連帯・支援を全国運動で取り組もう

原発を維持・推進するために、福島事故が「風化」させられ、事故被害者への施策がないがしろにされているのです。福島事故被害の現実を直視し、その被害と人権侵害の実態を全国に伝え広め、再稼働反対に取り組む全国の脱原発運動と結んで福島事故被害者支援を全国各地で取り組みましょう。また、広島・長崎の原爆被爆者の運動の経験を、福島事故の被害者支援にいかし、運動を前進させましょう。

要請書、賛同署名用紙、呼びかけ文は下記からダウンロードできます。

<http://www.jttk.zaq.ne.jp/hibaku-hantai/>  
署名は「対政府交渉事務局」に送って下さい。

第6次集約 2015年3月末。来年度予算に向け、正念場です！

至急拡げて下さい！

#### 「対政府交渉事務局」発行

連絡先：原子力資料情報室 渡辺美紀子 TEL.03-3357-3800(FAX は 3801)  
〒162-0065 新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ 2階B  
ヒバク反対キャンペーン 建部暹 Tel&Fax:0790-66-3084  
〒671-2415 姫路市安富町皆河 1074

## 19歳以上の甲状腺に関わる医療費の無料化を 国は早急に行え！ 要請への賛同署名にご協力を

### 福島県で子どもたちに1巡目の検診で

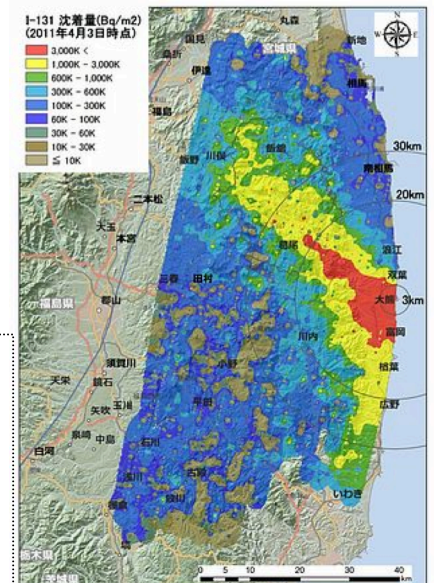
#### 「甲状腺ガン・疑い 110人、通常診療等 1300人超える」

福島県の「県民健康調査」では、事故当時18歳以下の子どもたちについて、2015年12月末までに、約30万人の甲状腺超音波検査がなされ、110名の子どもたちが甲状腺腫瘍「悪性（ガン）または悪性疑い」と診断され、87名がすでに手術を受けたと報告されています。甲状腺「ガン・疑い」の診断や手術を受けた人々も含め、1300名以上が通常診療等（6ヶ月または1年後に保健診療による経過観察が必要な人を含む）と診断されています。（2頁の表参照）さらに2巡目の検診では8人の新たな「ガン・疑い」が報告されています。（2015年12月末まで。106,068人中。）

### 19歳以上は県の医療支援なし～医療費自己負担は深刻

二次検査以降の経過観察・検査、手術とその後の治療・経過観察は、「調査ではない」として、保険診療で行われています。福島県では18歳以下には「子育て支援」による医療支援がありますが、19歳以上は支援がなく、医療費自己負担が生じています。心身の負担に加え経済的負担がのしかかり、事態は深刻です。

日本原子力研究開発機構と米国エネルギー省（DOE）が、共同研究で航空機モニタリングの解析手法を開発し、作成した2011年4月時点でのヨウ素131の汚染地図。（2013年6月発表。）実際には、放射性ヨウ素の汚染はこの地図の範囲に留まらず、福島県全域、周辺県、首都圏も含む高範囲に広がった。



## 「事故による被ばくの影響ではない」とするのは誤り

福島県及び、周辺の被災地の子どもたちは、事故直後、放射性ヨウ素の吸入や経口摂取の機会があったことはまぎれもない事実です。また、多くの子どもたちがその後も汚染地で被ばくし続けているのです。福島県でこれまでに「ガンまたは疑い」と診断されている子どもたちは、事故による被ばくがガン発症の要因となっている可能性は否定できません。甲状腺ガンまたは疑いが「事故による被ばくの影響ではない」と断言するのは誤りです。

福島県「県民健康調査」小児甲状腺検査結果[2014年12月31日現在] (人)

検査対象者	367, 687
受診者	298, 577
二次検査対象者	2, 251
二次検査受診者	2, 067
二次検査結果確定	2, 010
通常診療等で治療 や経過観察が必要	1, 329
悪性または疑い	110*
手術した	87*

\* 1人は術後に良性と確定診断。

2015年2月12日に、2014年末までに結果確定した上記データが発表された。

## 国策で起こした原発事故で被ばくさせ

### 事故後、被ばく防護も測定も行わなかった国の責任は重大

国は事故直後に SPEEDI の活用とあわせ、早急に住民の甲状腺被ばくを調査し、必要な防護策を講じるべきでしたが、それを行いませんでした。被災地域に SPEEDI の情報を住民に伝えなかったばかりか、放射性ヨウ素 (I131) が減衰する前に甲状腺被ばく量の適切な実測と推定を行いませんでした。そのために甲状腺被ばくによる今後の影響評価が難しくなっています。国の責任は重大です。

原発事故さえなければ、症状もない福島県の30万人もの子どもたちが甲状腺超音波検査を行う必要もなく、これだけ多くの子どもたちが甲状腺の「ガン・疑い、要経過観察」との診断を受ける事はなかったのです。「被ばくによる影響ではない」と明確に言えない以上、「国策による原発推進が招いた重大事故による被害」として認め、国の責任で全員が医療を受けられるようにすべきです。特に現在、全く医療支援のなされていない19歳以上の甲状腺に関わる医療費負担については、早急な対応が必要です。検査はしてもその後の医療支援を行わなければ、それは明らかに「人格権」(憲法13条、25条)の侵害です。

## 400万人が汚染地で生活～福島県だけの問題ではない

事故によって大量に放出された放射能は福島県にとどまらず周辺県にも広がり、「放射線管理区域」レベルの汚染地で約400万人(2011年8月末推計)もの人々が放射能と向き合いながらの生活を強いられています。同程度の汚染にもかかわらず、周辺県では、県や国による甲状腺検査すら行われていません。また他県に避難して福島県から住民票を移すと、福島県の「子育て支援」の18歳以下の医療支援も受けられません。事故を起こした東電の責任はもちろんのこと、国策として進めた原発によってこのような重大事故を招き、多くの人々を被ばくさせた国の責任を厳しく問い、国の責任による全ての被害者への支援を求めていかねばなりません。

## 国の責任で、事故被害者と被ばく労働者に

### 「健康手帳」交付など、被爆者援護法に準じた支援を

どんな低線量の被ばくでも被ばく量に応じた健康リスクがあり、被ばくの健康影響には「しきい値」がないことは、広島・長崎の被爆者の健康調査などから明らかです。また、被ばくによって起こる健康被害は甲状腺ガンにとどまらず、ガン以外の疾患も起こることも明らかです。政府は、全ての被害住民(福島県民全員及び周辺県の汚染地域住民、旧避難区域からの避難者、「自主避難者」も含む)と被ばく労働者の健康と命を守り、生活を支援する具体的施策を行うべきです。「原爆被爆者援護法」に準じた法整備を行い、国の責任で「健康手帳」交付、無料の検診と医療支援、生活支援等、包括的施策を行うべきです。これら健康と生活に関する要求は事故被害者が生きぬくための基本的権利です。福島の19歳以上の甲状腺に関する国の医療支援を求め、広範な運動の力で早期に実現させ、「健康手帳」交付等、より包括的な国の施策につなげましょう。

【これまでの対政府交渉の取り組み】原水爆禁止日本国民会議、双葉地方原発反対同盟、脱原発福島県民会議、原発はごめんだヒロシマ市民の会、反原子力茨城共同行動、原子力資料情報室、全国被爆二世団体連絡協議会、ヒバク反対キャンペーンの8団体で、「労働者と住民の健康と安全を守り、生じた健康被害は補償すること」を求め、事故後11回の対政府交渉を行ってきました。昨年6月から緊急要請「甲状腺医療費無料化」賛同署名(2月19日:累計93,153筆)を背景に国に求めてきました。被害者支援に向けて政府を動かすには、さらに全国からの運動の結集が必要です。これまでの対政府交渉の報告などは、下記のサイトをご覧ください。 <http://www.jttk.zaq.ne.jp/hibaku-hantai/>